

平泉地区ほか道路・河川等維持修繕業務委託 特記仕様書

共 通 編

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、県南広域振興局土木部一関土木センターが委託する平泉地区ほか道路・河川等維持修繕業務委託（以下「本業務」という。）に適用するものとし、本特記仕様書に定めがない事項については、岩手県県土整備部制定「土木工事共通仕様書（令和6年4月1日以降適用）」によるものとする。

(業務内容)

第2条 本業務は、業務委託箇所における県管理道路・河川等において、一体的な維持管理を継続して委託するものであり、業務委託箇所の施設状況を常に把握するよう努め、発注者との緊密な連携の下、各施設の維持管理を行うものとする。

本業務は、複数の業種からなる業務であり、次の業務を行うものとする。

- (1) 道路維持修繕業務
- (2) 路面応急復旧業務
- (3) 道路除草業務
- (4) 橋梁維持修繕業務
- (5) 河川・砂防維持修繕業務
- (6) 道路除排雪業務

(業務計画書)

第3条 委託契約を締結した者（以下「受注者」という。）は、本業務の履行開始前に次の事項を記載した業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

2 本業務は、複数年契約であることから、提出した業務計画書に変更が生じた場合は、速やかに変更業務計画書を監督職員に提出しなければならない。

- (1) 業務概要
- (2) 業務工程表
- (3) 業務実施体制（建設機械保有状況含む。）
- (4) 緊急時の体制及び対応
- (5) 安全管理
- (6) 交通管理
- (7) その他

(業務中の安全確保)

第4条 本業務は、危険が伴う道路上や河川等における作業であることから、受注者は業務従事者に対して労働安全の指導と意識向上を図り、事故防止に努めなければならない。

2 受注者は、維持修繕作業等の履行に際しては、監督職員の指示により円滑な交通整理、標識類の設置等必要な安全対策を実施し、地域住民、通行者及び通行車両等の第三者の安全確保に努めなくてはならない。

(業務実施管理)

第5条 受注者は、履行開始前に提出する業務計画書により業務を履行し、各作業箇所が完了した場合、別紙様式1（作業報告日報）により速やかに監督職員に報告するものと

する。ただし、完了前であっても、必要に応じて作業箇所の進捗状況を監督職員に報告するものとする。

- 2 業務実施は、監督職員の指示により行うものとするが、受注者が道路施設の損傷部分を発見した場合は、保安上の必要な措置を講ずるとともに監督職員に報告し、指示を受けなければならない。

(道路使用許可)

第6条 受注者は、道路上で作業を実施する場合、あらかじめ道路の使用許可を所轄の警察署に提出し、許可を受けてから作業を実施するものとする。

(現場管理)

第7条 受注者は、作業をするために交通規制を実施する場合、交通誘導員を配置して、交通の安全を確保し、保安施設の状態がわかるよう、写真を撮影し記録するものとする。

- 2 受注者は、作業終了後においては、機械及び使用材料等を速やかに車道外に搬出するものとし、必要に応じて一般交通に支障がないよう保安施設を設けるとともに、これらの状態がわかるよう写真を撮影し記録するものとする。

(使用材料)

第8条 使用材料において必要な見本又は資料、試験及び検査の方法は、監督職員の指示により行うものとする。

- 2 使用材料の品質は、監督職員の承諾を得るものとする。

(支給材料及び貸与品)

第9条 支給材料及び貸与品は、支給及び受渡し方法について、監督職員の指示により行うものとする。

- 2 貸与機械の取扱いについては、別に定める「建設機械貸付要領」によるものとする。

(現地発生材)

第10条 既存施設の撤去による発生材（ガードレール等）は、監督職員の指示により処理するものとする。

(作業指示及び報告方法)

第11条 監督職員の指示とそれに対する受注者の報告は、書面によるほか、インターネットを介した「位置コミシステム」により行うことができる。

(その他)

第12条 業務の遂行に当たり疑義が生じた場合には、速やかに監督職員と協議すること。

- 2 他人の土地や法規制ある土地への立入りについては、監督職員の承諾を得た後、受注者が所有者等の了解を得て行うこと。

- 3 本特記仕様書に定めのない事項については、監督職員の指示によるものとする。

道路維持修繕業務編

(適用範囲)

第1条 本業務のうち道路維持修繕業務(路面応急業務及び道路除草業務を除く。以下「道路維持」という。)に適用する。

(業務の目的)

第2条 道路維持は、道路施設の維持修繕を行うことを目的とする。

(業務の箇所)

第3条 道路維持の箇所は、県南広域振興局土木部一関土木センター管内の県管理道路(別表1参照)で、監督職員の指示する箇所とする。

(路肩、路測)

第4条 路肩及び路側部における作業は、次のとおりとする。

(1) 落石崩土等の除去

落石崩土等の除去は、監督職員の指示によるものとするが、緊急を要する場合は応急措置を施し、監督職員に協議するものとする。

(2) 倒木の処理

倒木の処理は、監督職員の指示によるものとするが、緊急を要する場合は応急措置を施し、監督職員に協議するものとする。

(清掃)

第5条 清掃業務については、次のとおりとする。

(1) 路肩堆積土の除去

路肩付近の土砂を取り除くものであり、作業箇所は監督職員の指示によるものとする。

(2) 路面清掃

車道に堆積した土砂、泥、雑物を取り除くものとし、作業箇所は監督職員の指示によるものとする。

(3) 側溝、管渠、集水柵の清掃

土砂、泥、雑物を取り除き、排水を良好にするものであり、作業箇所は監督職員の指示によるものとする。

(4) 上記作業は実施計画書に基づき実施するものであるが、あらかじめ清掃方法、時期、作業場所等により、十分な作業計画をたてるものとする。

(5) 清掃作業により収集した塵埃は、監督職員と協議のうえ処理するものとする。

(6) 給水箇所は、監督職員と協議のうえ決定するものとし、河川等から給水する場合は、砂、ゴミ等が入らないように十分注意するものとする。

(7) ブラシ類を交換する場合は、監督職員の確認を受けたうえで行い、作業日報に記載するものとする。

(8) 清掃業務の実施状況写真は、実作業日1日につき2箇所以上撮影するものとし、実施前、実施後の組写真とし、保安施設状況についても1日2箇所以上撮影するものとする。

(9) 上記作業により発生する土砂については、作業開始前に放射線検査を実施し、結果を監督員に報告協議を行い許可を得てから作業に着手するものとする。

(小規模構造物等修繕)

第7条 擁壁、路肩、側溝、境界ブロック等の修繕であり、作業箇所は監督職員の指示によるものとするが、緊急を要する場合は応急措置を施し、監督職員に協議するものとする。

(歩道維持)

第8条 歩道維持は、歩行者及び自転車の通行に支障がある場合の歩道施設の修繕であり、作業箇所は監督職員の指示によるものとする。

(交通安全施設)

第9条 交通安全施設の維持修繕は、次のとおりとする。

(1) 交通安全施設

防護柵、視線誘導標、道路反射鏡、標識等の修繕であり、作業箇所は監督職員の指示によるものとする。

(2) バリケード設置

土砂崩れ等緊急時に交通規制するため保安施設（バリケード等）の設置をするものであり、作業箇所は監督職員の指示によるものとする。

(道路巡回)

第10条 道路巡回は、日常巡回（休日巡回）及び異常時巡回を実施するものとし、別に定める「道路巡回要領」によるものとする。

路面応急復旧業務編

(適用範囲)

第1条 本業務のうち路面応急復旧業務に適用する。

(業務の目的)

第2条 路面応急復旧は、道路路面の応急復旧（パッチング）及び、わだち掘れ補修を行うことを目的とする。

(業務の箇所)

第3条 応急復旧の箇所は、県南広域振興局土木部一関土木センター管内の県管理道路（別表1参照）で、監督職員の指示する箇所とする。

(使用材料)

第4条 路面応急の使用材料である瀝青材料は、次表のとおりとする。

品名	種類	使用箇所	摘要
ストレートアスファルト	再生細粒度 As (13F)	応急復旧	歩道部
ストレートアスファルト	再生密粒度 As (13F)	〃	車道部
アスファルト乳剤	P K - 4	〃	タックコート

※ タックコートは、アスファルト乳剤 0.6 l/m² 以上とする。

(断面欠損部補修工)

第5条 断面欠損部補修工の数量は、合材の使用トン数によるものとする。

(わだち掘れ補修工)

第6条 わだちの深さは平均 30mm 以上とし、機械施工によるものとする。また数量の検測については、面積 (m²) によるものとする。

道路除草業務編

(適用範囲)

第1条 本業務のうち道路除草業務に適用する。

(業務の目的)

第2条 道路除草は、路肩の除草を行うことを目的とする。

(業務の箇所)

第3条 道路除草の箇所は、県南広域振興局土木部一関土木センター管内の県管理道路(別表1参照)で、監督職員の指示する箇所とする。

(現地調査)

第4条 道路除草延長、面積については、現地調査のうえ路線ごとに数量を算出し、監督職員に報告するものとする。

(刈巾)

第5条 除草する刈巾(水平巾)は1mを標準とし、刈り残しのないように行うものとする。ただし、路肩に構造物等があり刈巾が1mに満たない場合又は現地の地形によりこれ以上の刈巾が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

(刈取株高)

第6条 刈り取り株高の目安は5cm以下とする。

(除草処理)

第7条 除草区間の刈草は現地での刈り倒しとする。ただし、集草が必要な場合には監督職員と協議するものとする。

(写真撮影)

第8条 作業状況については、500mごとにマーキングのうえ、次表により写真を撮影するものとする。

	作業全景	刈巾	刈取株高
作業前	500mごとに1箇所	500mごとに1箇所	
作業後	500mごとに1箇所	500mごとに1箇所	各路線ごとに2箇所以上

橋梁維持修繕業務編

(適用範囲)

第1条 本業務のうち橋梁維持修繕業務（以下「橋梁維持」という。）に適用する。

(業務の目的)

第2条 橋梁維持は、県管理橋梁の状態を良好に保ち長寿命化を図ることを目的とする。

(業務の箇所)

第3条 橋梁維持の箇所は、県南広域振興局土木部一関土木センター管内の県管理橋梁(別表2参照)で、監督職員の指示する箇所とする。

(堆積土砂除去)

第4条 人力による橋面の堆積土砂の撤去作業により発生した土砂等は、監督職員の承諾を得て適切に処理すること。

2 支承周辺部へ堆積した土砂の撤去作業により発生した土砂等は、監督職員の承諾を得て適切に処理すること。また、作業方法や足場の設置については、監督職員の承諾を得て適切に実施すること。なお、高さ4m以上の場合は、はしごを使用してはならない。

3 上記作業により発生する土砂については、作業開始前に放射線検査を実施し、結果を監督員に報告協議を行い許可を得てから作業に着手するものとする。

(立木処理)

第5条 立木の処理については、監督職員の承諾を得て適正に処理するものとする。

(損傷部の補修・修繕)

第6条 コンクリートやモルタルによる補修については、以下の状況下で実施しないこと。

(1) 気温が5～40度の範囲を超えるとき

(2) 降雨、降雪、強風等

2 コンクリート剥離部の修繕を実施する場合は、脆弱部の除去とともに汚れを取ってから行うこと。

3 監督職員から応急作業の指示があった場合は、速やかに行うものとする。

4 作業に当たっては、橋梁の各部材に傷等をつけないよう丁寧に行うこと。

5 作業指示のあった橋梁等で、以下の状況を発見した場合には、写真等により監督職員に報告すること。

(1) 橋面上へ土砂が堆積している状況。

(2) 地覆等のコンクリート部分の欠損や局所的な高欄の損傷等。

(3) 排水柵や排水管の欠損、排水柵や排水管が土砂で詰まっている状況。

(4) 支承周辺部へ土砂が堆積している状況。

(5) 橋梁前後の路肩へ土砂が堆積したことにより路面排水が橋面に流入している状況。

(6) 道路敷地内の立木で路面凍結の原因や橋梁点検の障害となっているもの。

(7) 橋台や橋脚等で小規模なコンクリート剥離や鉄筋が露出しているもの。

(8) 通行者の安全上懸念される状況。

(9) 主桁等主要部材に発生した亀裂等。

(10) その他、標識柱、照明柱、袖擁壁等の亀裂等。

河川・砂防維持修繕業務編

(適用範囲)

第1条 本業務のうち河川・砂防維持修繕業務（以下「河川砂防」という。）に適用する。

(業務の目的)

第2条 河川砂防は、河川及び砂防施設の維持修繕を行うことを目的とする。

(業務の箇所)

第3条 河川砂防の箇所は、県南広域振興局土木部一関土木センター管内の県管理河川及び砂防施設（別表3、4参照）で、監督職員の指示する箇所とする。

(異常時巡視)

第4条 台風、集中豪雨、豪雪、地震その他の異常な天然現象発生時及び油流出等の水質事故の発生時において、主として危険箇所を重点的に巡回し、危険性の有無及び災害の発生状況等を把握し、情報連絡を行い、適切な防災対策又は応急措置を講ずること。

2 巡回中は、常時監督職員との連絡を確保するとともに、状況に応じて通行規制等の措置を必要とする場合は、現場の状況を監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

(支障木・流下物処理)

第5条 監督職員の指示により、河川敷地内における支障木の伐採及び流下物の処理を行うこと。ただし、緊急を要する場合は応急措置を施し、監督職員に協議するものとする。

(施設修繕)

第6条 監督職員の指示により、河川堤防、河川護岸、砂防堰堤等の修繕を行うこと。ただし、緊急を要する場合は応急措置を施し、監督職員に協議するものとする。

(水質事故に対する対応)

第7条 油流出等の水質事故が発生した場合は、監督職員の指示に従い、被害拡大防止措置の対応をするものとする。

(除草)

第8条 監督職員の指示により、堤防等における除草を実施すること。

2 除草後の草等は、流水により散逸しない箇所に集積し、速やかに処理するものとする。この場合において、処理方法については監督職員と協議することとし、契約変更の対象とするものとする。

3 作業の実施状況については、監督職員の指示数量に対する出来形数量を取りまとめること。なお、実施状況写真は、次表により測点等を明示して撮影し、提出するものとする。

	全景	刈巾
施工前	100mに1箇所	50mに1箇所
施工中	100mに1箇所	50mに1箇所
施工後	100mに1箇所	50mに1箇所

道路除排雪業務委託特記仕様書

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、岩手県が公募により実施する道路除排雪業務（以下「業務委託」という。）に適用する。

(用語の定義)

第2条 この仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 岩手県除雪管理システム（以下「システム」という。）

委託契約を締結した者（以下「受注者」という。）がインターネットを利用して、パソコン又は携帯電話で、稼動除雪機械名、稼動時間、除雪路線及び機械台数を報告し、除雪作業終了後の実績時間の入力を行うことにより、報告書及び請求書の出力を行う次表に掲げる動作環境を備えたシステムをいう。

項目	動作環境
インターネットブラウザ	Microsoft Edge
オペレーティングシステム	Windows 8.1 以上
その他（必要なソフト）	Adobe Acrobat Reader、Microsoft Excel2013 以上

(2) 貸与機械

受注者に岩手県が無償で貸し付ける除雪機械をいう。

(3) 借上機械

受注者が自ら所有する除雪機械（リース機械を含む。）で、岩手県が借り上げるものをいう。

(4) 統括技術者

道路除排雪業務全般を統括する者をいう。

(5) 運転員

車道及び歩道の除雪機械を運転する運転手をいう。

(6) 機械運転資格者基準

共通仕様書(Ⅲ)参考資料の「除雪機械運転員資格基準」をいう。

(7) 損料補正

委託契約において、新雪除雪に必要となる借上機械で、建設機械損料算定表の標準時間と著しく相違する場合に、設計上の機械損料を補正することをいう。

(8) 待機費

第16条及び待機補償運用基準に基づき監督職員の指示により、あらかじめ待機した場合に支払われる費用をいう。

(9) 道路除雪工

車道除雪工、運搬除雪工、凍結防止工、歩道除雪工、安全処理工の道路上における除雪作業をいう。

(10) 車道除雪工

新雪除雪（初期除雪）、拡幅除雪、路面整正、圧雪処理の除雪作業をいう。

(11) 運搬除雪工

人家連担部等で路側への拡幅作業が困難となり、又はそのおそれがある場合において、堆積した雪を他の地点に運搬排雪する作業をいう。

(12) 凍結防止工

路面上の雪の凍結及び車両のすべり防止並びに路面整正及び氷盤処理のため、砂又は凍結抑制剤を散布する作業をいう。

(13) 歩道除雪工

歩道上の雪を除く作業をいう。

(14) 安全処理工

雪庇処理及びつらら処理の作業をいう。

(15) 雪道巡回工

道路状況の把握が必要と判断される場合に行う巡回作業をいう。

(16) 冬期対策施設工

スノーポール、防雪柵、砂箱の設置撤去等の作業をいう。

(17) 除雪訓練工

除雪オペレータが車道で実施する除雪の訓練作業をいう。

(業務の実施)

第3条 受注者は、別紙1「道路除排雪業務委託内容明細書」及び別紙2「道路除排雪業務委託数量明細書」に記載されている業務について、誠実に実施しなければならない。

2 受注者は、発注者が提供するシステムを使用し、稼働時に「稼働状況入力」から稼働状況内容を入力するものとする。

3 受注者は、発注者が提供するシステムを使用し、原則として作業終了翌々日までに「稼働実績入力」「準備工等実績入力」から稼働実績を入力するものとする。

4 受注者は、システムの使用に際し、動作環境等の問題によりシステムを使用することが困難である場合は、発注者の指示に従い、入力方法を決定するものとする。

(出動基準)

第4条 受注者は、次に掲げる基準等に基づき、発注者の指示により出動し通行確保に努める。

(1) 車道除雪工の出動基準

作業種類	出動基準
新雪除雪 (初期除雪)	次のいずれかに該当する場合とする。 ① 降雪量5 cm程度で引続き降雪が予想される場合 ② 降雪量10 cm以上の場合 ③ 吹きだまりが生ずるおそれのある場合
路面整正	わだちの発生により、通行に支障があり、又は支障になると予想される場合
拡幅除雪	路肩への堆雪により、通行に支障があり、又は支障になると予想される場合
運搬排雪	家屋密集地などで、路肩への堆雪により幅員減少、視距障害等の交通障害が発生し、又は発生すると予想される場合

(2) 歩道除雪工の出動基準

出動基準	(ランク A) 降雪量が 5 cm 程度で、その後それ以上の降雪が予想される場合 又は降雪量が 10 cm 以上の場合
	(ランク B・C) 歩道上の積雪深が 20 cm を上回っており、又はその後それ以上の降雪が予想される場合

(3) 運搬排雪工の出動基準及び作業区間

ア 出動基準

項目		内容
出動基準	歩道設置区間	市街地の家屋密集地等で、歩車道境界に十分な堆雪幅がなく歩道の外側への投雪が不可能な地域で、幅員減少や歩行障害が発生し、又は発生すると予想され、歩行者等の安全が確保できないおそれがある場合
	歩道未設置区間	① 市街地の家屋密集地等で、路肩への堆雪により幅員減少、視距障害等の交通障害が発生し、又は発生すると予想される場合 ② 通園・通学路で、路肩への堆雪により歩行障害が発生し、又は発生すると予想され、歩行者の安全が確保できないおそれがある場合

イ 運搬排雪作業区間

項目		内容
作業区間	歩道設置区間	① 市街地の家屋密集地等で、歩車道境界に十分な堆雪幅がない区間 ② 歩道の外側への投雪が不可能な地域で、幅員減少、歩行障害等が発生し、又は発生すると予想され、歩行者等の安全が確保できないおそれがある区間
	歩道未設置区間	① 市街地の家屋密集地等で、路肩への堆雪で幅員減少、視距障害等の交通障害が発生し、又は発生すると予想される区間 ② 通園・通学路で、路肩への堆雪により歩行障害が発生し、又は発生すると予想され、歩行者の安全が確保できないおそれがある区間

(4) 凍結防止工の散布基準

ア 散布基準

路面凍結により通行に支障があり、又は支障になると予想される場合

イ 作業種類

(ア) 凍結抑制剤散布

a 路上水分の凍結防止を目的にする場合

路上水分があり、かつ、気温が低下傾向にあり、3～2℃程度になった頃に散布する。

(イ) 凍結融解散布

a 圧雪を舗装面に付着させないことを目的にする場合

圧雪の剝離作業を容易にすることを目的にして、初期降雪又は降雪後に散布する。

- b 雪を融解することを目的にする場合
プラウ除雪で作業できない薄く積もった雪の処理のため散布する。
- c プラウ作業後に残る、押し固められた薄雪融解を目的にする場合
日陰部分などでは融解が遅いので、融解促進のため散布する。

(ウ) 鏡面化防止散布

グレーダ等の路面製正後により生じる鏡面化路面について、交通に支障を及ぼす可能性があると考えられる場合、路面整正作業直後に散布する。

ウ 散布対象区間の設定

次に掲げる局部的に凍結しやすい区間又は交通障害の起こりやすい区間等を事前に散布対象区間として設定し、それ以外の区間と区分して散布の効率化を図る。

(ア) 特に凍結抑制剤の散布が必要な区間

- a 橋梁
- b 交差点及び横断歩道付近
- c 局部的に日陰となる区間
- d 曲線半径が小さく、又は見通しの悪いカーブ区間
- e トンネル、洞門、スノーシェッド等の出入口付近
- f 急勾配又は長勾配の区間

(イ) 交通状況や地域条件により凍結抑制剤の散布を考慮する区間

- a 幅員が狭隘となる区間
- b 横風の強い区間
- c バス停付近
- d 沿道からの出入口の多い市街地
- e 工事規制区間

エ 散布量（標準的散布量）

(ア) 凍結抑制の場合 20～30 g / m²程度（固形剤） 0.1 リットル / m²程度（溶液散布）

(イ) 凍結融解の場合 20～40 g / m²程度（固形剤） 0.1 リットル / m²程度（溶液散布）

(作業目標等)

第5条 道路除排雪の作業目標は、次のとおりとする。

区分	日交通量のおよその標準	除排雪目標
第1種	1000台/日以上	2車線以上の幅員を確保し、原則として、異常降雪時以外においては、常時交通を確保する。異常降雪時においては、降雪後5日以内に2車線の幅員を確保する。
第2種	500～1000台/以上	原則として、2車線の幅員を確保する。状況によっては、1車線の幅員で待避所を設ける。異常降雪時には、約10日以内に2車線又は1車線の幅員を確保すること。
第3種	500台/日以下	原則として、1車線の幅員で、必要な待避所を設ける。状況によっては、一時交通不能となってもやむを得ない。

2 道路除排雪の除雪水準は、次のとおりとする。

(1) 車道除雪工

ランク	呼称	内容
A	重点除雪	重要路線（都市間連絡道路、高速道路IC、空港、医療施設その他重要公共施設等への連絡道路及びバス路線）は、2車線以上を確保し、かつ、原則として始発バス運行前までに完了する。
B	一般除雪	地域内生活路線で2車線を確保し、かつ、原則として早朝に除雪する。
C	その他	A・Bランクの除雪状況、当該Cランクへの降雪状況を総合的に判断しながら、原則として当日中に除雪を行う。

(2) 歩道除雪工

原則として、確保すべき路面状態は、防寒靴等で歩行可能とし、除雪幅は1.0m以上を標準とする。

ランク	呼称	内容
A	重点除雪	通勤・通学路で、原則として、早朝除雪により通勤・通学時間帯以前に通行可能な状態を確保する。
B	一般除雪	Aランクの除雪作業終了後に除雪作業を行い、原則として、早朝に除雪する。
C	その他	A・Bランクの除雪状況、当該Cランクへの降雪状況を総合的に判断しながら、原則として、当日中に除雪を行う。

(作業)

第6条 受注者は、発注者の指示により、委託対象路線において出勤基準により出勤し、除雪水準に適合するよう丁寧に除雪し、又は発注者からの個別の指示に従い、交通を確保しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、早朝及び異常時には、監督職員の指示がない場合であっても速やかに作業を開始し、作業の完了後、直ちに監督職員に作業状況を報告するものとする。

- 3 受注者は、異常時であって別紙2記載の除雪機械等による作業が不可能であるときは、あらかじめ発注者の承認を得て受注者の所有する建設機械を出動させ、速やかに道路除排雪を行い、除雪路線の交通を確保するものとする。
- 4 除排雪業務における作業時間帯による作業区分は、下表のとおりとする。

作業区分	作業時間帯
昼間作業	8時00分～20時00分 (※ 17:00～20:00は昼間作業の所定時間外とする。)
夜間作業	20時00分～8時00分 (※ 5:00～8:00は夜間作業の所定時間外とする。)

(除排雪計画)

第7条 受注者は、契約後速やかに、次に掲げる事項を記載した作業計画を提出し、監督職員の承認を得るものとする。

- (1) 各体制時の作業班の構成
- (2) 連絡方法
- (3) 待機に関すること。
- (4) 除雪訓練に関すること。
- (5) 安全管理に関すること。

(安全管理)

第8条 受注者は、次のとおり作業の安全管理及び作業に伴う交通整理をその責任において行うものとする。

- (1) 作業区間の道路（道路附属物を含む。）について、除雪前に作業上危険な箇所の点検を行い、事故の防止に努めるものとする。
 - (2) 作業中の除雪機械への接近注意を促す工夫を行い、事故防止に努めるものとする。
 - (3) 除雪作業中は、常に安全第一の周到な注意が払われるよう、受注者は、作業員に安全知識を周知徹底するものとする。
 - (4) 安全作業の障害となる路面凹凸、工作物の段差等の事態が生じたときは、速やかに発注者に報告するものとする。
 - (5) 除雪作業については、地域住民の理解が得られるようにするものとする。
- 2 受注者は、対人賠償保険無制限、対物賠償保険無制限及び搭乗者保険5百万円以上（免責なし）の任意保険に加入するものとし、保険契約関係書類の写しを監督職員に提出しなければならない。

(機械の貸付)

第9条 発注者は、受注者の業務委託の実施のため、別に定める建設機械貸付要領により、除雪機械を貸し付けるものとする。なお、特記仕様書に定める様式第1号、様式第5号を提出することにより、建設機械貸付要領様式5、様式6の提出は省略するものとする。

- 2 受注者は、前項の規定により貸付けを受けた貸与機械を善良な管理者の注意をもって維持管理するとともに、業務以外の用途に供してはならない。

(統括技術者の配置)

第10条 受注者は、次の(1)又は(2)の条件を満たす者を、統括技術者として配置するものとする。

(1) 過去5か年以内に、岩手県が発注した道路除排雪業務に次のいずれかの作業形態で従事したことがあること。

ア 運転員

イ 連絡員（発注者からの指示又は連絡を受け、運転員に作業指示又は連絡を行う者）

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号イ、ロ又はハに該当すること。

(運転員に係る届出等)

第11条 受注者は、契約締結後、速やかに除雪機械運転資格者基準により除雪機械運転員を選任し、建設機械運転員届を作成の上、監督職員に提出しなければならない。なお、第17条で定める除雪訓練工の対象者についても同様の取扱とする。

2 前項の届出には、運転免許証及び除雪講習の受講証の写しを添付しなければならない。

3 運転員は、統括技術者を兼ねることができるものとする。

(作業状況等の報告)

第12条 受注者は、発注者の指示により着手する場合を除くほか、除雪作業に着手した場合は、その都度発注者に連絡するものとし、必要に応じて除排雪状況と交通確保状況を監督職員に報告するものとする。

(除雪作業の完了報告及び完了確認)

第13条 受注者は、除雪作業が完了したときは、除雪システムにより発注者に報告するとともに、速やかに道路除排雪業務完了報告書を発注者に提出し、その完了確認を受けなければならない。

2 道路除排雪業務完了報告書は、次に掲げる場合に応じ、次に定めるものを提出するものとする。

(1) 機械除雪（凍結抑制剤散布を含む。）の場合
道路除排雪業務完了報告書（様式第1号）

(2) 人力除雪（人力による凍結抑制剤散布を含む。）の場合
人力除雪業務完了報告書（様式第2号）

(3) 巡回の場合
道路巡回業務完了報告書（様式第3号）

3 受注者は、第6条第1項の規定により発注者からの個別の指示があり除雪作業を行った場合において業務委託が完了したとき、道路除排雪業務完了報告書に発注者の指示状況を明記するものとする。

4 受注者は、道路除排雪業務完了報告書を提出する場合、施行前及び施行後の状況が分かる写真を添付すること。なお、凍結抑制剤散布における施行前の状況写真は、出動の判断に用いた気温または施行時の気温が分かる写真（道路情報提供サービスの気温表示や車両の外気温度計等）とすること。

5 発注者は、前項の規定により道路除排雪業務完了報告書を受け付けた場合は、当該報

告書を審査し、必要に応じ実施調査を行い、業務委託の実施状況が業務内容に適合しないと認めるときは、これに適合させる措置を講じるよう受注者に指示するものとする。

6 受注者は、前項の規定による指示に従って措置を講じたときは、その結果を発注者に報告するものとする。

(委託料の請求)

第14条 受注者は、発注者から業務委託の完了確認を受けた後、請求書(様式第4号)に各道路除排雪業務実績調書を添付して、委託料の請求を行うものとする。

2 道路除排雪業務実績調書は、次により提出するものとする。

- (1) 機械除雪の場合
道路除排雪業務実績調書(様式第5号)
- (2) 人力除雪(人力による凍結抑制剤散布を含む。)の場合
人力除雪業務実績調書(様式第6号)
- (3) 砂散布の場合
砂散布業務実績調書(様式第7号)
- (4) 凍結抑制剤散布の場合
凍結抑制剤散布実績調書(様式第8号)
- (5) 巡回の場合
道路巡回業務月報(様式第9号)

(除雪機械の損料補正)

第15条 当初契約時点においては、除雪機械の損料補正を行わないこと。ただし、実稼働時間が標準稼働時間と著しく異なる場合は、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 損料補正対象期間
損料補正の対象期間(以下、「対象期間」という。)は、12月1日から2月28日までの90日間(履行期間に2月29日を含む場合は、2月29日までの91日間)とする。
- (2) 損料補正
2月末時点で、対象期間における実運転時間当たり供用日数が、標準の運転日数(稼働日数から他業務に従事した日数を減算した日数をいう。)と比べて20%以上の増減がある場合は、損料を補正するものとする(別紙3「除雪機械の損料補正(計算例)」を参照すること)。
なお、対象期間外の運転時間は考慮しないものとする。
- (3) 対象機械
損料補正の対象機械は、原則として、次に掲げる機種 of 借上機械の中から、発注者と受注者の協議により決定するものとし、決定された対象機械は、作業計画書に明記するものとする。
 - ア 除雪ドーザ
 - イ 除雪グレーダ
 - ウ ロータリ除雪車
 - エ 小型ロータリ除雪車
 - オ ハンドガイド
 - カ トラクタショベル

キ 除雪トラック

(4) 損料補正対象期間中の取扱い

対象機械については、気象状況に合わせ即時対応できるよう、対象期間中は、原則として、他の業務に無断で使用することができないものとする。ただし、他の自治体の除排雪業務その他工事等で使用する場合には、監督職員に書面で報告し、その承認を得るものとし、その使用期間については、対象期間の日数を補正するものとする。

(待機費)

第16条 待機費については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 待機費計上の対象

次に掲げるいずれかの条件に該当し、監督職員の指示により待機を行ったときを対象とする。

ア 雪に関する気象警報（大雪特別警報、暴風雪特別警報、大雪警報、暴風雪警報、大雪注意報）が発令されたとき、または、発令が見込まれているとき。

イ 除雪を担当する路線の隣接する自動車専用道路や直轄国道が通行止めとなったとき、または、通行止めが見込まれているとき。

ウ 監督職員が、緊急的に除雪を行わなければならないと判断したとき。

(2) 待機機械及び待機人員等

ア 待機する機械及び人員の決定

発注者と受注者の協議により決定するものとし、機械に配置される人員と世話役1名で待機補償費を算出するものとする。

イ 待機の開始及び終了報告は、システムで行うものとし、道路除排雪業務完了報告書（様式第1号）に、待機を証明する写真を添付し提出するものとする。

(除雪訓練工)

第17条 除雪訓練工については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 訓練の実施箇所

除雪訓練の実施箇所は次に掲げる箇所とし、発注者と受注者の協議により決定するものとする。

ア 冬期通行止め路線のうち、発注者が指定する路線

冬期通行止め期間中のみ訓練として出動できるものとする。

イ 除雪業務契約している路線

降雪量が出動基準に満たしていない場合でも、訓練として出動できるものとする。

ウ 公共施設

受注者は訓練の実施箇所に係る協議が整い次第、当該公共施設の利用について管理者から許可を得るとともに、速やかに許可書の写しを提出するものとする。

(2) 対象者

除雪訓練の対象者は、原則として、次のいずれかの条件に合致するものとし、訓練を実施する際は、対象者の指導を行う熟練オペレーターが同乗するものとする。

なお、除雪訓練の対象者及び指導を行うものの氏名、年齢、経験年数及び概ねの訓練の実施日等について、作業計画書に明記するものとする。

- ア 除雪オペレータの年齢が40歳以下の者
- イ 除雪オペレータとしての経験が2年以下の者
- ウ 新規購入してから2年以下の除雪機械を操作する者
- エ その他、監督職員が必要と判断した者

(3) 対象機械

除雪訓練工の対象機械は、原則として、次に掲げる機種とし、発注者と受注者の協議により決定するものとし、決定された対象機械は、作業計画書に明記するものとする。

- ア 除雪ドーザ
- イ 除雪グレーダ
- ウ ロータリ除雪車
- エ トラクタショベル
- オ 凍結抑制剤散布車

(4) 道路除雪訓練の実施

除雪訓練を実施する場合は道路除雪訓練実施届(様式第10号)により、監督職員に事前に報告を行うものとし、除雪訓練中は「除雪訓練中」と明記したステッカー等を付属して作業を実施するものとする。また、訓練実施後は通常の除雪作業と同様に、除雪システムより発注者に報告するとともに、速やかに道路除排雪業務完了報告書を発注者に提出し、その完了確認を受けるものとする。

(5) 除雪訓練の設計計上の取扱い

除雪訓練一人当たり除雪機械1台につき訓練時間は6時間を上限とし、超過分は設計計上の対象外とする。なお、除雪訓練で使用した機械が、第15条で定める除雪機械の損料補正の対象の場合においても、損料補正対象期間中に実施した訓練時間の日数は補正の対象外とする。

(その他)

第18条 この仕様書に定めのない事項については、監督職員の指示によるものとする。

別紙3

除雪機械の損料補正（計算例）

1 著しく稼働時間が少ない場合

除雪グレーダ油圧式 3.1m で実運転時間が 96.0 時間、他業務従事日数が 10 日の場合

※本計算例で用いている除雪機械運転設計単価等は仮定であることから、実際の補正増分とは異なる。

(条件) 除雪グレーダ 油圧式 3.1m

供用日当たり運転時間 2.5 時間／日 (損料表のとおり。)
 供用1日当たり損料(固定費) 8,500 円／日 (仮定)
 実運転時間 96.0 時間 (仮定)
 他業務の従事日数 10 日 (仮定)
 損料補正対象日数 90 日 (12月1日～2月28日)

①運転時間当たり供用日数	96.0	÷	2.5	=	38.4	≒	39	日
②実運転供用日数	90	－	10	=			80	日
③補正下限運転日数	80	×	0.8	=	64.0	≒	64	日
④補正上限運転日数	80	×	1.2	=	96.0	≒	96	日
①が③未満であるので補正必要								
⑤計上日数	80	－	39	=			41	日
⑥固定費計上額	8,500	×	41	=			348,500	円

2 著しく稼働時間が多い場合

除雪グレーダ油圧式 3.1m で実運転時間が 250.0 時間、他業務従事日数が 10 日の場合

※本計算例で用いている除雪機械運転設計単価等は仮定であることから、実際の補正減分とは異なる。

(条件) 除雪グレーダ 油圧式 3.1m

供用日当たり運転時間 2.5 時間／日 (損料表のとおり。)
 供用1日当たり損料(固定費) 8,500 円／日 (仮定)
 実運転時間 250.0 時間 (仮定)
 他業務の従事日数 10 日 (仮定)
 損料補正対象日数 90 日 (12月1日～2月28日)

①運転時間当たり供用日数	250.0	÷	2.5	=	100.0	≒	100	日
②実運転供用日数	90	－	10	=			80	日
③補正下限運転日数	80	×	0.8	=	64.0	≒	64	日
④補正上限運転日数	80	×	1.2	=	96.0	≒	96	日
①が④を超えているので補正必要								
⑤計上日数	80	－	100	=			-20	日
⑥固定費計上額	8,500	×	-20	=			-170,000	円